

野々市市有料広告掲載基準

1 野々市市有料広告掲載取扱要綱第3条各号の詳細は、次のとおりとする。

	広告の内容
(1)市の公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの	<ul style="list-style-type: none"> ● あたかも市が推奨しているような表現のもの ● デザイン等が華美で市の広告物としてふさわしくないもの
(2)法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの	<ul style="list-style-type: none"> ● 不当景品類及び不当表示防止法第5条に違反するもの ● 広告に関する規定がある法令等に違反するもの <ul style="list-style-type: none"> ・医療法(第6条の5～第6条の7)、介護保険法(第98条)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(第66条～第68条)、柔道整復師法(第24条)、健康増進法(第31条)、旅行業法(第12条の7、8)等に違反するもの ・その他商品等について規定している法令等に違反するもの ● 医療法上の診療科目及び法で認められた医学類似行為(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師)以外のもの ● 業務、営業行為等について規定している法令等に違反するもの
(3)公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの	<ul style="list-style-type: none"> ● ギャンブルに関するもの ● 財産的秩序に反するもの <ul style="list-style-type: none"> ・射幸心をあおるもの ● 倫理的秩序に反するもの <ul style="list-style-type: none"> ・暴力的又は残酷なもの ・犯罪行為を示唆し、又は誘発するおそれのあるもの ・性的感情を刺激する又はわいせつなもの ・青少年保護や健全育成に好ましくないもの ● 自由・権利を害するもの <ul style="list-style-type: none"> ・人権侵害、差別又は名誉き損のおそれがあるもの ・著作権又は肖像権の侵害にあたるもの ・他を誹謗し、中傷し、又は排斥するもの
(4)政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝その他これらに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> ● 政治性及び宗教性のあるもの ● 意見広告 <ul style="list-style-type: none"> ・個人又は団体の主義主張や係争中の声明に関するもの ● 個人の宣伝 <ul style="list-style-type: none"> ・名刺広告
(5)その他広告として掲載することが適当でないと市長が認めるもの	<ul style="list-style-type: none"> ● たばこの製造・販売及びたばこ製品に関するもの ● 貸金業に関するもの ● 興信所、探偵事務所等に関するもの ● 医療法上の診療科目及び法で認められた医学類似行為(あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復)以外のもの ● マルチ商法、催眠商法等の悪質商法とみなされるもの ● 性別による差別的な取扱いを連想させるもの ● 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせ、又は不安を与えるおそれのあるもの ● 人材募集広告 ● 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に掲げる営業に該当するもの ● 広告主以外の企業等に関する広告 ● その他広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの

2 広告内容については、次に例示する内容に留意すること。

広告の内容	留意点
●不動産事業	<p>「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規則に従う。 【例 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記】 【例 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記】</p>
●弁護士、税理士等	<p>法律又はそれぞれの資格者団体の会則により広告規制の行われている各資格(弁護士、税理士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、社会保険労務士、弁理士及び行政書士)については、各規制を遵守する。</p>
●映画、興行等	<p>年齢制限等、一部規制を設けているものはその内容を表示する。</p>
●組合、団体等	<p>労働組合のように、一定の社会的立場と主張をもった組織の掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。</p>
●結婚相手紹介サービス業等	<p>特定商取引に関する法律第41条から第50条までの規定を遵守する。</p>
●アルコール飲料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること。 【例 「お酒は20歳を過ぎてから」等】 ・ 飲酒を誘発するような表現の禁止 【例 お酒を飲んでいる又は飲もうとしている姿等】
●宝石	<p>公正取引委員会に確認し、虚偽の表示をしない。 【例 「メーカー希望価格の50%引き」(宝石には通常メーカー希望価格はない。)等】</p>
●募金等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働大臣又は都道府県の許可を受ける。 ・ 募金の趣旨を明確に表示する。 【例 「〇〇募金は、〇〇知事の認可を受けた募金活動です】
●責任の所在が不明確な広告	<p>原則として、広告主の法人格を明示し、法人名を明記する。また、広告主の所在地、連絡先の両方を明示する。(連絡先については、固定電話とし、携帯電話、PHSのみは認めない。)また、法人格を有しない団体の場合には、責任の所在を明らかにするために、代表者名を明記する。肖像権・著作権に関わるものは、無断使用がないと確認できるものを提出する。</p>